

浄配水施設等夜間運転管理及び巡回点検業務

一般仕様書

令和 8 年 10 月

(2026 年)

吹田市水道部

一般仕様書

第1条（総則）

吹田市水道部（以下、「委託者」という。）及び受託者は、浄配水施設等夜間運転管理及び巡回点検業務委託発注仕様書（以下、「本仕様書」という。）に定めるものの他、特記仕様書に基づき、業務を履行しなければならない。

第2条（目的）

本仕様書は、委託者が管理する取水導水施設、浄水施設、送水・配水施設、その他水道施設（以下、「水道施設」という。）の運転管理業務及び保全管理業務に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行を図るために定めるものである。

第3条（業務範囲）

浄配水施設等夜間運転管理及び巡回点検業務（以下「本業務」という。）は、水道施設の設備機器の運転、操作、保守点検等を行うことを業務範囲とする。本業務は、運転管理業務及び保全管理業務で構成され、詳細については、特記仕様書による。

第4条（対象施設）

本業務の対象施設は、特記仕様書による。

第5条（施設の運転日及び運転時間）

本業務対象施設の運転日及び運転時間は、特記仕様書による。ただし、テロ及び天災事変等の事故及び重故障等、予測し得ない事象が発生するなど緊急回避として設備停止に至った場合については、別途協議する。

第6条（法令の遵守）

受託者は、業務の履行にあたり、水道法その他関連法令を遵守しなければならない。主な関連法令は、下記のとおりである。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 電気事業法
- (4) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

第7条（総括責任者等の要件）

受託者は、業務の履行にあたり、水道施設の運転管理及び維持管理に関する技術を有した者を配置しなければならない。なお、総括責任者、業務責任者及び業務従事者は、後に定める資格等を有すること。

第8条（提出書類）

受託者は、業務の履行にあたり、次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

（1）契約締結後、業務開始前までに速やかに提出する書類

- ア 業務着手届
- イ 業務計画書（業務概要、現場組織、業務工程、業務方法など）
- ウ 総括責任者選任届（経歴書、資格証明書を含む。）
- エ 業務責任者選任届（経歴書、資格証明書を含む。）
- オ 業務従事者一覧表
- カ 就業規則
- キ 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する協定書（写し）
- ク その他、委託者が指示する書類

（2）定期的に提出する書類

原則、翌日（休日等の場合は翌々日等）までに提出する。ただし、月報は翌月10日（休日等の場合は翌日等）、年度報は5月10日（休日等の場合は翌日等）、計画書は前月の25日まで（休日等の場合は前日等）とする。

- ア 業務計画書（月間）
- イ 業務報告書（日報、月報、年度報）
- ウ 事故、故障報告書
- エ その他、委託者が指示する書類

（3）契約完了後速やかに提出する書類

11月1日（休日等の場合は前日等）までに提出する。

- ア 業務報告書
- イ その他、委託者が指示する書類

（4）随時提出する書類

- ア 健康診断記録（細菌検査証明書）
（「水道法第21条及び水道法施行規則第16条」による。）
- イ 打合せ議事録
- ウ その他、委託者が指示する書類

第9条（業務計画書）

受託者は、運転管理等に関する業務計画を業務開始までに策定し、委託者の承認を得ること。なお、業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること
業務方針並びに業務の概要
- (2) 現場組織に関すること
現場組織表、業務分担表、緊急時の体制及び連絡体制
- (3) 業務工程に関すること
年間業務工程表、労務計画表
- (4) 業務方法に関すること
業務要領並びに運転指標、設備点検基準（項目等）
- (5) 安全衛生管理に関すること
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (6) 保全、保安管理に関すること
保全、保安教育の内容及び教育実施予定表
- (7) 各種報告書様式
- (8) その他必要事項

- 2 受託者は業務開始までにこの業務計画書を従事者に周知し、施設の運転管理に必要な知識、運転技術を従事者に修得させなければならない。

第10条（業務の引継ぎ）

総括責任者（不在時は、業務責任者）と委託者の引継ぎは、運転日誌等により行うものとし、必要がある場合は、現場において補足説明を行い、引継ぎに万全を期さなければならない。引継ぎにあたっては、以下の項目について引継がなければならない。

- (1) 各種設備機器の運転状態
- (2) 浄水処理並びに水質状況
- (3) 水運用状況
- (4) 運転上の制約並びに第三者による工事等の内容
- (5) 水道施設への入場状況
- (6) その他運転管理業務に必要な事項

第11条（貸与品等）

本業務委託の実施に際し、受託者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等の貸与品等は、委託者の承諾を得て、無償で使用することができる。

- 2 貸与品等について受託者が台帳等を作成し、その保管状況を常に把握し管理する。

なお、受託者の故意又は過失により貸与品に毀損、盗難、紛失等があった場合は、受託者が弁償しなければならない。また、貸与された鍵類は複製しないものとする。

第 1 2 条（受託者の費用負担）

次に掲げる費用は、受託者の負担とする。

- (1) 各種作業服・軍手・雨合羽等、使用する什器、備品、事務機、事務用消耗品
- (2) 報告及び記録用紙類
- (3) 業務履行に必要な安全対策器具類
- (4) 汎用工具類及び簡易計測機器類
- (5) 連絡用自動車及びこれに必要な燃料費等
- (6) 水道施設巡回用自動車及びこれに必要な燃料費等

第 1 3 条（委託者の費用負担）

- (1) 業務に直接係る電気、水道等光熱水費（受託者が調達する場合を除く）
- (2) 運転管理に専ら使用する水道用薬品、燃料、電力等（受託者が調達する場合を除く）

第 1 4 条（緊急時の体制）

受託者は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態に備え、速やかに従事者を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお、非常招集等の詳細は業務計画書に記載するものとする。

第 1 5 条（緊急時の措置）

受託者は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態が発生した場合は、必要に応じて委託者へ報告し、対応を協議しなければならない。また、吹田市内で震度 3 以上を計測した時は、速やかに異常の有無を委託者に連絡すること。ただし、震度 2 以下の場合でも異常の有無は確認し、異常のある場合は速やかに委託者に連絡すること。なお、緊急時の運転等について委託者が指示した場合、委託者の指示に従い、運転方法の変更やその他対応措置を行うものとする。

第 1 6 条（事故の報告）

受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講じるとともに、委託者に速やかに報告しなければならない。また、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置等について、文書により報告しなければならない。

第17条（安全の確保）

受託者は、労働安全衛生法及びその他関連法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、定期的な安全教育を行い、労働災害の発生防止に努めなければならない。

- 2 受託者は、業務の履行にあたり、リスクマネジメントを行い、委託者に報告の上、必要な安全対策を講じるとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。
- 3 受託者は、業務の履行場所及びその付近で行われる他の委託、修繕又は工事がある場合は、常に協力して安全管理に支障が無いよう措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、業務の履行にあたり安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、委託者に文書により報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

第18条（故障時の対応）

受託者は、施設、設備、機器類に故障、異常が発生した場合は、直ちに調査、点検、復旧（仮復旧）を行うこと。また、調査、点検後は委託者にその故障内容等について詳細報告を行わなければならない。なお、対応が困難な場合には委託者に連絡し、指示を受けるものとする。

第19条（施設の保全）

受託者は、業務の実施にあたっては、既存の構造物等に損傷を与えないようしなければならない。

- 2 受託者は、万一、損傷を与えた場合は、委託者に報告し、協議の上、受託者の責任において復旧しなければならない。

第20条（守秘義務）

受託者は、当該施設、当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

第21条（総括責任者等の選任及び職務）

受託者は、現場責任者（総括責任者及び業務責任者）を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に届出することとし、総括責任者及び業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者は、現場の最高責任者として、業務責任者及び業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- 3 総括責任者は、契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、

内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

- 4 総括責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。
- 5 業務責任者は、休日等で総括責任者が不在となる場合、日常業務の確実な継続確保と委託者との情報共有（引継ぎ）をする責務がある。

第22条（総括責任者等の要件）

総括責任者、業務責任者及び業務従事者の要件は、次のとおりとする。

（1）総括責任者

原則、水道部開庁中は常駐しなければならない。

- ア 水道技術管理者
- イ 水道浄水施設管理技士（2級以上）
- ウ 学校教育法に基づく高等学校以上の課程を修めて卒業した者で、水処理、電気、機械などに関する基礎知識を有し、国内の処理能力 20,000 m³/日以上浄水所（高度浄水処理（オゾン処理＋粒状活性炭処理）方式）における浄水処理運転管理業務（排水処理業務のみは除く。）の実務経験 5 年以上を有すること。
- エ 安全衛生及び労務管理能力を有すること。

（2）業務責任者

運転管理業務 1 勤務 1 名以上配置しなければならない。

- ア 水道浄水施設管理技士（3級以上）
- イ 学校教育法に基づく高等学校以上の課程を修めて卒業した者で、水処理、電気、機械などに関する基礎知識を有し、国内の処理能力 20,000 m³/日以上浄水所（凝集沈でんろ過方式）における浄水処理運転管理業務（排水処理業務のみは除く。）の実務経験 3 年以上を有すること。

（3）業務従事者

- ア 水道浄水施設管理技士（3級以上）
- イ 学校教育法に基づく高等学校以上の課程を修めて卒業した者で、水処理、電気、機械などに関する基礎知識を有し、国内の浄水所（凝集沈でんろ過方式）における浄水処理運転管理業務（排水処理業務のみは除く。）の実務経験 1 年以上を有すること。

（4）上記（1）～（3）の従事者において、以下の資格を有する者を 1 名以上配置すること。

- ア 電気主任技術者（第三種以上）
- イ 電気工事士（第二種以上）

- ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- エ 危険物取扱者（甲種又は乙4類）
- オ 特定化学物質等作業主任者
- カ 地下水を水源とした浄水処理能力が 5,000 m³/日以上の浄水所における浄水処理運転管理業務（排水処理業務のみは除く。）の実務経験 3 年以上を有すること。
- キ その他、本業務に必要な資格

(5) 特記事項

業務履行期間中、病気等で業務に従事できなくなり、新たに従事させる者が発生した場合は、十分に引継、研修を行ったうえ、委託者の承認を得たのち従事させること。

第 2 3 条（施設の一般管理）

受託者は、施設及びその周辺は常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理整頓しなければならない。また、従事者の安全衛生を確保するため、必要に応じて施設に安全衛生対策を施さなければならない。

第 2 4 条（事務室等の自主管理）

受託者は、水道施設内の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

- 2 事務室等の使用期間中、受託者の原因により汚損等があった場合は、受託者の負担により原状回復しなければならない。
- 3 業務に直接係る事務室等の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用にあたっては節約に努めなければならない。

第 2 5 条（火災の防止）

受託者は、受託施設の火災の発生を未然に防止するため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させ、火災防止に努めなければならない。

第 2 6 条（侵入者の防止等）

受託者は、設備機器、備品工具等の盗難及び水道施設への不法侵入を防止するため、十分注意しなければならない。

- 2 受託者は、施錠、解錠の管理を確実にしなければならない。

第 2 7 条（服装等）

受託者は、従事者に安全かつ清潔で統一した服装をさせ、胸に名札を着用させる

とともに、対応については、部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

第28条（資質向上）

受託者は、運転管理業務及び保全管理業務点検業務相互に通じた総括責任者、業務責任者及び業務従事者の育成を図り、資質、技術向上に努めなければならない。総括責任者、業務責任者及び業務従事者は、常に施設の状態、状況を正確に把握して、業務を遂行しなければならない。

第29条（疑義等）

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者、受託者双方協議の上、定めるものとする。

第30条（履行期間終了に伴う業務引継）

受託者は、本業務に支障が生じることが無いよう委託業務が終了した時、又は契約が解除された時は、委託者が指定する者に対象施設・設備の運転管理及び保全管理に係る業務引継を誠実に行わなければならない。なお、引継期間は2か月程度とし、その内容・期間については必要に応じて調整すること。

- 2 受託者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継文書を作成すること。
- 3 受託者は、本業務が円滑に引継がれるよう委託者に最大限協力すること。
- 4 業務引継に係る費用は、受託者の負担とする。

第31条（運転管理業務）

運転管理業務の主な内容は本条に記す他、特記仕様書のとおりとする。

（1）運転管理業務

- ア 浄水管理センター業務
- イ 緊急時の初期対応
- ウ 業務継承と引継ぎ
- エ 報告書等の作成整理
- オ マニュアルの作成と見直し

（2）水質監視業務

- ア 水質検査（毎日検査）
- イ ジャーテスト（凝集試験）

ただし、水道法第二十条に規定する水質検査業務、水質事故等異常時の応援等による水質検査等を除く

（3）その他関連業務

- ア 門扉の開閉、施錠、ITV 設備等による対象施設構内の監視
- イ 備品、物品（支給品、貸与品）の管理
- ウ 部外者との連絡対応

第 3 2 条（保全管理業務）

保全管理業務の主な内容は本条に記す他、特記仕様書のとおりとする。

（1）保守点検業務

- ア 日常点検
- イ 補修業務

第 3 3 条（関連業務）

関連業務の主な内容は本条に記す他、特記仕様書のとおりとする。

（1）清掃業務

特記仕様書

第1条（業務範囲）

（1）業務場所

吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部庁舎 本館2階 浄水管理センター他

（2）業務履行期間

令和8年10月1日～令和11年9月30日（ただし、運転管理業務は、令和8年10月1日17:15～令和11年10月1日9:15とする。）

第2条（対象施設）

（1）取水導水施設

ア 表流水

一津屋取水場で表流水を取水し、沈砂池、送水ポンプ、導水管を経て泉浄水所まで導水している。導水管の大部分は西宮市・尼崎市・伊丹市の三市の所有で、吹田市南吹田5丁目1番地先の導水管分岐部より吹田市水道部が所有する。

イ 地下水

（ア）片山浄水所

現在、構内にさく井が10か所ある。

令和9年度から構内に17号さく井を掘削し、令和12年度に稼働予定である。

（イ）山の谷ポンプ場

構内にさく井が2か所あり、片山浄水所へ導水している。ただし、令和8年4月1日現在、休止中である。

（ウ）18号さく井（旧わかたけ園跡地）

吹田市朝日が丘町17番地先にさく井が1か所あり、片山浄水所へ導水している。

（エ）19号さく井（片山公園内）

吹田市出口町4丁目31番地内にさく井が1か所あり、片山浄水所へ導水している。

（オ）20号さく井（佐井寺配水場内）

令和8年度から掘削し、令和12年度に稼働予定である。

（2）浄水施設

ア 泉浄水所

敷地面積19,096㎡を有し、表流水（淀川）を水源とする日量29,900㎡の給水能力を持つ高度浄水処理（オゾン処理＋粒状活性炭処理）方式

の浄水施設である。

イ 片山浄水所

敷地面積 23,200 m²を有し、地下水を水源とする日量 12,750 m³の給水能力を持つ膜ろ過処理方式の浄水施設である。今後、膜ろ過設備を増設し、令和 12 年度には給水能力が 17,100 m³となる予定である。

(3) 送水施設

ア 泉浄水所 送配水ポンプ設備

泉浄水所で余剰となった浄水を片山浄水所へ送水するポンプ設備である。バルブの切替により、配水設備としても使用できる。

イ 片山浄水所 佐井寺送水ポンプ設備

片山浄水所で余剰となった浄水を佐井寺配水場へ送水するポンプ設備である。

ウ 片山浄水所－泉浄水所連絡管設備

片山浄水所から泉浄水所の配水区域へ直接配水を行う送水設備である。

(4) 配水施設

市内全域の配水池総容量は 55,613 m³で、震災時に緊急遮断弁が動作した場合の貯水量は、16,240 m³である。施設一覧は、表 1 のとおりである（又は別表 1 (4) 送配水施設を参照）。

(5) その他水道施設

ア 給水モニター

市内 14 か所（小学校、公園等）で配水管末の水質（残留塩素、濁度、色度、pH、導電率、水温）及び水圧を計装機器（自動水質監視装置含む）にて 24 時間監視している。施設一覧は、表 2 のとおりである（又は別表 1 (5) その他水道施設を参照）。

イ 分岐

大阪広域水道企業団及び豊中市上下水道局から受水するために、市内 5 か所に分岐箇所があり、流量を 24 時間監視している。

- (ア) 檜の木分岐
- (イ) 津雲分岐
- (ウ) 南千里分岐
- (エ) 新春日分岐
- (オ) 新蓮間分岐

表 1 配水施設一覧

配水施設	配水池容量 (m ³)	緊急遮断弁動 作時の貯水量 (m ³)	配水方式	敷地面積 (m ²)
津雲配水場	12,000	4,900	ポンプ圧送方式 自然流下方式	19,362
佐井寺配水場	9,000	4,500	ポンプ圧送方式 自然流下方式	2,976
千里山配水場	3,000	1,500	ポンプ圧送方式	3,941
山田配水場	1,680	840	直送 自然流下方式	2,034
泉浄水所	9,933	—	ポンプ圧送方式	19,096
片山浄水所	20,000	4,500	自然流下方式	23,200
柿ノ木配水場 (豊中市上下水道局)	—	—	ポンプ圧送	—
千里浄水池 (大阪広域水道企業団)	—	—	自然流下方式	—

表 2 給水モニター一覧

給水モニター	配水系統
檜の木モニター	柿ノ木高区 (圧送)
桃山台小学校モニター	津雲配水場 高区 (圧送)
佐竹台モニター	佐井寺配水場 低区 1 津雲配水場 低区
新芦屋モニター	万博調圧場 (直送)
山田西モニター	津雲配水場 低区
住友公園モニター	片山浄水所 低区 1
千三モニター	佐井寺配水場 低区 2
祝町モニター	泉浄水所 (圧送)
山手小学校モニター	片山浄水所 低区 3
東小学校モニター	片山浄水所 低区 3
第三中学校モニター	泉浄水所 (圧送)
山田モニター	津雲配水場 低区 2
御旅モニター	片山浄水所 低区 3

* 配水系統は、令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日現在の状況を示す。

第3条（施設の運転日及び運転時間）

水道施設の運転日及び運転時間は原則、24時間365日であるが、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律や近隣住民への騒音対策などで、一部設備の運転時間を制約する水道施設は下記のとおりである。

- (1) 佐井寺配水場
- (2) 千里山配水場

ただし、配管での漏水発生時など配水に影響を及ぼす場合は、この限りではない。

第4条（運転管理業務）

運転管理業務は、主に水道部庁舎本館2階浄水管理センターにおける業務で、水量管理、水質管理、機器の運転監視操作及び異常対応であり、運転管理に必要な水質監視業務を含む。

- (1) 業務日数

365日／年（閏年は366日／年）

- (2) 業務時間

17時15分～翌朝9時15分

なお17時15分～17時30分及び翌朝9時00分～9時15分は、本市水道部職員との日常業務の引継ぎとする。

- (3) 業務場所

水道部庁舎 本館2階 浄水管理センター

- (4) 運転管理業務対象施設

第2条（対象施設）に記載する水道施設すべて

- (5) 配置基準

2人以上とする。

- (6) 業務内容

ア 運転監視操作業務

運転監視操作業務は、取水導水施設、浄水施設、送水・配水施設やそれらに附帯する設備を安全かつ正常に運転し、さらに水道システム全体として効率的な運転を行うことを目的に、主に浄水管理センターでの日常業務である。主な作業は、下記のとおりである。

- (ア) 浄水管理センター業務

水運用管理、水量管理、水質管理、施設管理、危機管理等に対応するシステム及び機器類（ITV、魚類監視装置等）の監視と運転操作を行うとともに、故障発生時の復旧及び連絡対応等を行う業務である。各水道施設の監視設備・項目は別表2及び3を参考にする。

(イ) 緊急時の対応
水質異常、地震、風水害、停電その他災害発生等における緊急時の初期対応である。

(ウ) 業務継承と引継ぎ
日常業務の確実な継続確保と本市水道部職員との情報の共有（引継ぎ）

(エ) 報告書等の作成整理
運転記録の整理、運転管理報告書（日報）、保全管理報告書及び故障対応報告書などの業務上生じる文書等の作成整理

(オ) マニュアルの作成と見直し
作業要領、運転操作マニュアル、各種手順書等の作成及び見直し

イ 水質監視業務

水質監視業務は運転監視操作業務において、浄水処理各工程の水質を確認するために行う試薬・指示薬・簡易計測機器等を用いた分析や適正な凝集剤注入率を確認するジャーテスト等を行うものとする。

(ア) 水質検査（毎日検査）

原則として、委託者の計測機器又は備品を借用し測定する。

a 測定項目

(a) pH

表流水原水、フロック形成池入口、フロック形成池出口、沈でん池、中間揚水ポンプ出口、配水池入口、浄水

(b) 残留塩素

中間揚水ポンプ出口、No.1～4ろ過池出口集合水、配水池入口

(c) アルカリ度

表流水原水

(d) 濁度

表流水原水

ただし、本測定項目は、受託者の計測機器で測定するものとする。

b 測定頻度

1 勤務 1 回以上及び水質変化時

(イ) ジャーテスト（凝集試験）

定期的及び原水水質の急変時又は沈でん不良時に随時行い、凝集剤の適正な注入量を確認する。

ウ その他関連業務

(ア) 門扉の開閉・施錠、ITV 設備等による対象施設構内の監視
施設の危機管理に対応するため、運転監視操作業務で従事している

浄水管理センター等で行うことができる門扉の開閉や ITV 操作・モニター監視業務である。

(イ) 備品・物品（支給品、貸与品）の管理

施設に備え付けられている又は貸与されている備品、図書類、鍵類の管理及び業務履行に必要とされる委託者からの支給品・貸与品の在庫管理である。

(ウ) 部外者との連絡・対応

運転監視操作業務に関わるものとして下記のものなどがある。

- a 消防本部からの火災・消火活動の連絡対応
- b 警備会社からの水道施設の機械警備情報、警備巡回報告の対応
- c アクアネット大阪の伝文、水質事故（河川での油流出等）の FAX 受信
- d 宿直従事者からの庁舎の複合防災盤の操作（ベル停止等）依頼
- e 薬品搬入業者の対応
- f 工事作業員からの水道施設内への入退場の対応

第 5 条（保守点検業務）

保守点検業務は、事故等を未然に防止するとともに、機器の機能維持及び延命化を図るため、日常に行う保守点検及び突発的に発生した設備・機器等の故障・不良・破損等を対象に簡易な補修をするものである。

(1) 業務日数及び業務時間

ア 泉浄水所（夜間）

運転管理業務と同一の 365 日／年（閏年は 366 日／年）、17 時 15 分～翌朝 9 時 15 分とする。

イ 泉浄水所（昼間）

242～245 日／年（土日、祝日、年末年始を除く平日）の 13 時～16 時とする。

ウ 泉浄水所を除く水道施設

49 日／年（1 月 1 日、4 月 1 日、5 月 1 日を含む週は除く。）、9 時 15 分～17 時 15 分とする。ただし、原則、同一曜日に実施するものとする。

(2) 配置基準

ア 泉浄水所

2 人以上とし、運転管理業務を兼ねることを可とする。ただし、日常点検等で発見又は突発的に発生した設備・機器等の故障・不良・破損等を対象に簡易な補修中も運転管理業務に 2 人以上で従事できることを条

件とする。

イ 泉浄水所を除く水道施設

2人以上とする。

(3) 点検頻度

ア 泉浄水所（夜間）

4回／日以上（1,460回以上／年）

ただし、突発的に発生した設備・機器等の故障・不良・破損等を対象に簡易な補修をし、事故報告書を提出した場合は除く。

イ 泉浄水所（昼間）

1回／日（242～245回／年）

ウ 片山浄水所、各給水モニター

1回／月（12回／年）

エ 各配水場

1回／週（49回／年）

(4) 日常点検

日常点検は、運転状態において、主として電気設備、機械設備の異常の有無や徴候を発見するため、目視、触感及び異音等の確認により原則として毎日行う点検で、機器本体、指示値等の確認及び調整並びに清掃、記録等を行うものとする。詳細は、別表3「日常点検内容」参照とする。

(5) 補修業務

本業務は、日常点検等で発見又は突発的に発生した設備・機器等の故障・不良・破損等を対象に簡易な補修をするものである。簡易な補修とは、資材が不要又は支給品を使用するなど費用が発生しない現場で対応可能な作業で、具体的な作業は、下記のとおりである。

ア ポンプ設備などの予備機への運転切替作業

イ 水質計器の清掃及び校正作業（簡易測定含む）

ウ 弁室、流量計室などの排水作業

エ フランジ部の増し締めなど簡易な漏水修理

オ 水道施設内の排水経路（側溝及び会所など）清掃

カ その他、緊急を要し委託者が軽微な作業と認める作業

ただし、簡易な補修で回復旧できず、水処理又は水運用に支障をきたすと総括責任者が判断した場合は、速やかに委託者へ連絡すること。

第6条（清掃業務）

本業務は、片山浄水所の浄水処理棟及び排水処理棟を清掃するものである。清掃場所の詳細については、契約後の打ち合わせの中で共有する。

（1）清掃頻度

1回／6か月

（2）清掃範囲は、概算下記の通りとする。

ア 浄水処理棟

地下1階	ポンプ室（一部）	71 m ²
1階		業務対象外
2階	薬品室（一部）	48 m ²
3階	水質分析室、水質計器室	117 m ²
4階	電気室	326 m ²

イ 排水処理棟

地下1階	濃縮槽室	89 m ²
1階	コンベアー室	40 m ²
2階	脱水機室	236 m ²

（3）その他

床面の粉塵を清掃する程度とする。特に目立った汚れ等については、布等による拭き取りを行うこと。運転中の機器や配管等に十分に注意すること。

別表1 業務対象の水道施設概要

(1) 取水施設

施設名称	施設所在地	規模及び構造	備考
片山浄水所	吹田市朝日が丘町26番10号	23,200m ³	2号～4号、7号、10号、12号～16号さく井 17号さく井（令和12年度稼働予定）
山の谷 ポンプ場	吹田市朝日が丘町29番8号	257m ³	8号、9号さく井 片山浄水所系統
18号さく井	吹田市朝日が丘町17番地内	341.85m ³	18号さく井（旧わかたけ園内） 片山浄水所系統
19号さく井	吹田市出口町4丁目31番地内	500m ³	19号さく井（片山公園内） 片山浄水所系統
20号さく井	吹田市千里山東4丁目13番9号	2976m ³	20号さく井（佐井寺配水場内） 片山浄水所系統

(2) 導水施設

系統名	施設所在地	管路延長	備考
泉浄水所 系統 (表流水)	自 吹田市南吹田5丁目1番地先 至 吹田市南吹田3丁目3番60号	Φ500×400m	
片山浄水所 系統 (地下水)	自 吹田市朝日が丘町26番10号 至 吹田市朝日が丘町26番10号	Φ350×67m Φ300×669m Φ150×54m	構内さく井
	自 吹田市朝日が丘町17番 至 吹田市朝日が丘町26番10号	Φ400×340m Φ300×100m	18号さく井（旧わかたけ園内）
	自 吹田市出口町31番 至 吹田市朝日が丘町26番10号	Φ400×1100m Φ400×340m（※1） Φ300×100m（※1）	19号さく井（片山公園内） （※1は18号さく井と共通の導水管）
	自 吹田市千里山東4丁目13番9号 至 吹田市朝日が丘町26番10号		20号さく井（佐井寺配水場内）
	自 吹田市朝日が丘町30番30号 至 吹田市朝日が丘町26番10号	Φ200×1,017m	山の谷ポンプ場（8,9号井戸）

(3) 浄水施設

施設名称	施設所在地	構造物名称	構造及び規模	備考
泉浄水所	吹田市南吹田 3丁目3番60号	着水井	鉄筋コンクリート造 有効容量123m ³ ×1池	
		混和池	鉄筋コンクリート造 有効水深3.25m 有効容量42m ³ ×2池	
		フロック形成池	鉄筋コンクリート造 有効水深3.00m 有効容量420m ³ ×2池	
		沈でん池 (上向流傾斜管方式)	鉄筋コンクリート造 有効水深7.4m 有効容量1,600m ³ ×2池	
		オゾン接触槽	有効水深6.4m 有効容量153.6m ³ ×2池	
		オゾン反応槽	有効水深6.2m 有効容量74.4m ³ ×2池	
		粒状活性炭吸着池 (上向流流動層式)	鉄筋コンクリート造 ろ過面積46.4m ² ×4池	
		調整池	鉄筋コンクリート造 有効容量450m ³ ×1池 500m ³ ×1池	
		再凝集混和池	鉄筋コンクリート造 有効水深4.0m 有効容量25m ³	
		急速ろ過池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積53.29m ² ×10池	

施設名称	施設所在地	構造物名称	構造及び規模	備考
泉浄水所	吹田市南吹田 3丁目3番60号	No.1汚泥槽	鉄筋コンクリート造 有効水深3.0m 有効容量300m ³	
		No.2汚泥槽	鉄筋コンクリート造 有効水深3.0m 有効容量800m ³	
		濃縮槽	鉄筋コンクリート造 有効水深3.0m 有効容量200m ³	
		洗浄水槽	ステンレス製 有効水深3.5m 有効水量370m ³	
		PAC貯槽室	鉄骨造 地上1階	
		高度処理棟	鉄筋コンクリート造 地上3階地下2階	
		薬品注入棟	鉄筋コンクリート造 地上3階	
		移送ポンプ室	鉄骨造地下RC造 地上2階地下2階	
		圧送ポンプ室	鉄骨造地下RC造 地上1階地下1階	
		ポンプ棟（旧管理棟）	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階	
		第2ポンプ室（第2別館）	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階	
浄水管理センター（本館）	鉄筋コンクリート造 地上4階			
片山浄水所	吹田市朝日が丘町 26番10号	原水集合井	鉄筋コンクリート造 有効水深2.4m 有効容量19m ³	
		浄水処理棟	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階	
		排水処理棟	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階	

(4) 配水施設

施設名称	施設所在地	構造物名称	構造及び規模	備考
泉浄水所	吹田市南吹田 3丁目3番60号	No.1配水池	鉄筋コンクリート造 有効水深3.8m 有効容量1,972m ³ ×2池 1,989m ³ ×1池	
		No.2配水池	鉄筋コンクリート造 有効水深3.8m 有効容量4,000m ³	
片山浄水所	吹田市朝日が丘町 26番10号	着水井	鉄筋コンクリート造 有効水深4.0m 有効容量160m ³	
		No.2配水池	鉄筋コンクリート造 有効水深3.0m 有効容量1,500m ³ ×2池	
		No.3配水池	鉄筋コンクリート造 有効水深3.0m 有効容量3,000m ³	
		No.4配水池	鉄筋コンクリート造 有効水深4.4m 有効容量7,000m ³ ×2池	緊急遮断弁
津雲配水場	吹田市津雲台 4丁目5番3号	着水井	鉄筋コンクリート造 有効水深5.1m 有効容量 約70m ³	
		No.1配水池	鉄筋コンクリート造 有効水深4.0m 有効容量3,300m ³	緊急遮断弁
		No.2配水池	鉄筋コンクリート造 有効水深4.0m 有効容量3,300m ³	
		No.3配水池	鉄筋コンクリート造 有効水深4.0m 有効容量5,400m ³	緊急遮断弁
		管理棟	鉄筋コンクリート造 平屋建	
佐井寺配水場	吹田市千里山東 4丁目13番9号	配水池	プレストレスコンクリート造 PCタンク 有効水深17.0m 有効容量9,000m ³	緊急遮断弁
		管理棟	鉄筋コンクリート造 平屋建	
千里山配水場	吹田市千里山西 4丁目28番3号	配水池	鉄筋コンクリート造 有効水深3.5m 有効容量840m ³ ×2池	緊急遮断弁
		管理棟	鉄筋コンクリート造 地上2階建	

施設名称	施設所在地	構造物名称	構造及び規模	備考
山田配水場	吹田市千里丘西 15番15号	配水池	鉄筋コンクリート造 有効水深3.5m 有効容量840m ³ ×2池	緊急遮断弁
		管理棟	鉄筋コンクリート造 地下1階地上1階建	

(5) その他の水道施設

施設名称	施設所在地	構造物名称	構造及び規模	備考
片山浄水所-泉浄水所 連絡管	吹田市朝日が丘町26番10号 吹田市南吹田3丁目3番60号	水道管	ダクタイル鋳鉄管 φ1,000mm×3,029.7m	泉-片山浄水所 相互連絡施設
新春日分岐	吹田市千里山西4丁目	屋外		企業団水分岐 (流量、圧力監視)
新蓮間分岐	豊中市新千里北町2丁目28番	屋外		企業団水分岐 (流量、圧力監視)
津雲分岐	吹田市津雲台2丁目10番	屋外		企業団水分岐 (流量、圧力監視)
南千里分岐	吹田市桃山台4丁目	屋外		企業団水分岐 (流量、圧力監視)
檜の木分岐	豊中市新千里東町3丁目3番地先	屋外		企業団水分岐 (流量、圧力監視)
檜の木モニター		屋外		水質自動監視装置
桃山台小学校モニター	吹田市桃山台1丁目5番1号	屋外		水質自動監視装置
佐竹台モニター	吹田市佐竹台4丁目11番6号	屋外		水質自動監視装置 2面あり
千三モニター	吹田市千里山西2丁目13番	屋外		水質自動監視装置
新芦屋モニター	吹田市新芦屋上28	屋外		水質自動監視装置
山田西モニター	吹田市山田西1丁目27番15号	屋外		水質自動監視装置
山手小学校モニター	吹田市山手町2丁目15番43号	屋外		水質自動監視装置
住友公園モニター	吹田市原町4丁目12番1号	屋外		水質自動監視装置
東小学校モニター	吹田市幸町20番1号	屋外		水質自動監視装置
第三中学校モニター	吹田市中の島3丁目51番	屋外		水質自動監視装置
祝町公園モニター	吹田市江坂町3丁目4番11号	屋外		水質自動監視装置
山田モニター	吹田市山田市場11番1号	屋外		水質自動監視装置
御旅モニター	吹田市東御旅町8番54号	屋外		水質自動監視装置

別表2 業務委託する水道施設の設備概要

(1) 泉浄水所

区分	設備名	数量（経過年数ごと）			備考	
		5年未満	10年未満	10年以上		
電気設備	受変電設備（引込盤、切替盤、受電盤等）	4面		17面		
	配電設備（電灯盤、動力盤、分電盤等）	5面		29面		
	自家発電設備（高圧）（原動機、発電機盤、起動盤等）			1組		
	オゾン発生装置（排オゾン処理装置、空気除湿装置、空気圧縮機含む）			3面	自家発電設備（高圧）代用	
	直流電源装置（整流器盤、インバータ盤、蓄電池盤等）	4面	3面	7面		
	監視制御装置（中継端子盤、入出力盤等）	15面	8面	6面		
	計装機器（水位計、流量計、圧力計、水質計器等）	2面	4面	38面		
	遠隔監視設備（テレメータ盤等）			1面		
	機械設備	取水設備（着水井、表流水取水電動弁操作盤）			1池	
		ポンプ設備（陸上ポンプ、電動機、電動弁等）		1台	25台	
沈でん池設備（混和池、フロック形成池、傾斜管、排泥装置等）				2池		
オゾン接触池設備（流入ゲート、散気管等）				2池	急速ろ過池代用	
粒状活性炭吸着池設備（電動弁、空洗ブロワ等）				4池	急速ろ過池代用	
急速ろ過池設備（電動弁、仕切弁、覆蓋等）				10池		
排水・排泥設備（掻寄機、ポンプ、攪拌機等）				8台		
次亜塩素酸ナトリウム注入設備（タンク）				2台		
次亜塩素酸ナトリウム注入設備（注入機）		3台				
凝集剤注入設備（注入機、タンク）				4台		
再凝集剤注入設備（タンク）				2台	凝集剤注入設備	
再凝集剤注入設備（注入機）		2台			凝集剤注入設備	
pH調整用薬品（苛性、炭酸ガス）注入設備（注入機、タンク）				5台	苛性注入設備	
粉末活性炭注入設備（攪拌機、溶解タンク等）				1台		
建築附帯設備		外灯			45基	
		照明（照明器具、分電盤、制御盤等）			435か所	
		空調機（パッケージ型空調機等）	4台	3台	13台	

(2) 片山浄水所

区分	設備名	数量（経過年数ごと）			備考
		5年未満	10年未満	10年以上	
電気設備	受変電設備（引込盤、受電盤等）	2面	13面		
	配電設備（電源切替盤、動力配電盤、変圧器盤等）	1面	11面		
	自家用発電設備（高圧）（発電機）		1組		
	自家用発電設備（低圧）（太陽光発電機）		1組		
	直流電源装置（蓄電池盤、整流器盤、インバータ盤等）		5面		
	監視制御装置（ITV制御盤、入出力盤、受水弁制御盤等）		5面		
	計装機器（水位計、流量計、圧力計、水質計器等）	11台	88台		
	遠隔監視設備（場外取水井テレメータ盤、場外サーバー盤、場外系遠方監視制御盤）	3面			
	小水力発電設備（逆転水車、発電機、システム制御装置、電動弁等）	1組			本設備は業務対象外である
	機械設備	取水設備（水中ポンプ）	2台	10台	
	ポンプ設備（陸上ポンプ）（電動弁、操作盤含む）		23台		緊急遮断弁設備含む
	膜ろ過設備（膜ろ過設備）		3基		
	排水・排泥設備（膜濃縮設備、ポンプ、コンベア）	1台	14台		
	加圧脱水設備（脱水機）		2台		
	次亜塩素酸ナトリウム注入設備（注入機、タンク）		9台		
	凝集剤注入設備（注入機、タンク）		17台		
	苛性ソーダ注入設備（注入機、タンク）		5台		
建築附帯設備	外灯	11基	20基		
	照明（照明器具、分電盤、制御盤等）		300か所		
	空調機（パッケージ型空調機等）	5台	29台		

(3) 津雲配水場

区分	設備名	数量（経過年数ごと）			備考
		5年未満	10年未満	10年以上	
電気設備	受変電設備（引込盤、受電盤、切替盤）	3面			
	配電設備（動力変圧器、動力配電盤、照明変圧器盤）	3面			
	自家用発電設備（高圧）（発電機、始動装置、タンク等）			1組	
	自家用発電設備（低圧）（太陽光発電機）	1組			
	直流電源装置（整流器盤、インバータ盤、蓄電池）			3面	
	小型無停電電源装置（UPS装置）			1組	
	監視制御装置（操作盤）			1面	
	計装機器（水位計、流量計、圧力計、水質計器等）			13台	
	遠隔監視設備（テレメータ盤等）	1面			
	小水力発電設備（逆転水車、発電機、システム制御装置、電動弁等）	1組			本設備は業務対象外である
機械設備	ポンプ設備（陸上ポンプ）（電動弁、操作盤含む）			6台	緊急遮断弁設備含む
建築附帯設備	外灯	39基			
	照明（照明器具、分電盤、制御盤等）			29か所	
	空調機（パッケージ型空調機等）	2台			

(4) 佐井寺配水場

区分	設備名	数量（経過年数ごと）			備考
		5年未満	10年未満	10年以上	
電気設備	受変電設備（引込盤、受電盤等）	2面			
	配電設備（照明変圧器、照明変圧器盤、電源分岐盤）	3面			
	直流電源装置（整流器盤、インバータ盤、蓄電池）			4面	
	監視制御装置（操作盤）	1面		1面	
	計装機器（水位計、流量計、圧力計、水質計器等）			12台	
	遠隔監視設備（テレメータ盤）	1面			
	小水力発電設備（逆転水車、発電機、システム制御装置、電動弁等）		1組		本設備は業務対象外である
機械設備	ポンプ設備（陸上ポンプ）（電動弁、操作盤含む）			4台	緊急遮断弁設備含む
建築附帯設備	外灯			10基	
	照明（照明器具、分電盤、制御盤等）			29か所	
	空調機（パッケージ型空調機等）	1台			

(5) 千里山配水場

区分	設備名	数量（経過年数ごと）			備考
		5年未満	10年未満	10年以上	
電気設備	受変電設備（引込盤、受電盤等）			2面	
	配電設備（照明変圧器、照明変圧器盤、電源分岐盤）			3面	
	直流電源装置（整流器盤、インバータ盤、蓄電池）		4面		
	監視制御装置（操作盤）			1面	
	計装機器（水位計、流量計、圧力計、水質計器等）			8台	
	遠隔監視設備（テレメータ盤）	1面			
機械設備	ポンプ設備（陸上ポンプ）（電動弁、操作盤含む）			4台	緊急遮断弁設備含む
建築附帯設備	外灯			13基	
	照明（照明器具、分電盤、制御盤等）			49か所	
	空調機（パッケージ型空調機等）	2台			

(6) 山田配水場

区分	設備名	数量（経過年数ごと）			備考
		5年未満	10年未満	10年以上	
電気設備	受電設備（受配電盤）			1面	
	配電設備（ポンプ室分電盤）			1面	
	直流電源装置（整流器盤、インバータ盤、蓄電池）			2面	
	監視制御装置（操作盤）			3面	
	計装機器（水位計、流量計、圧力計、水質計器等）			6台	
	遠隔監視設備（テレメータ盤）	1面			
機械設備	弁設備（操作盤含む）			2台	緊急遮断弁設備含む
建築附帯設備	照明（照明器具、分電盤、制御盤等）			16か所	

(7) 樫の木モニターほか13か所

区分	設備名	数量（経過年数ごと）			備考
		5年未満	10年未満	10年以上	
電気設備	計装機器（水圧計、濁色度計、導電率計、残塩計、pH計、水温計）	6台			
	遠隔監視設備（PLC含む）	1面			

別表に記載した設備は主要な設備であり、水道施設を運転管理するために必要な設備があれば、適宜、保守点検等を実施すること。

別表3 日常点検内容

(1) 泉浄水所

施設分類	設備分類	対象機器または箇所	日常点検内容	
浄水施設	管理用地		外柵、門扉、施設等の状況確認、不法投棄等の有無	
	管理用建物		外観点検清掃（雨漏りなど）、照明の点灯及び消灯の確認、換気扇の運転状況（異音、振動、電流値等）確認	
	着水井	着水井（表流水）	原水量、着水井水位、原水水質（濁度、pH値、アルカリ度等）及び薬品注入量の確認、油等の有無	
	凝集沈でん池設備	傾斜管式沈でん池	混和池	原水流量、原水水質（濁度、pH値、アルカリ度等）及び攪拌状況の確認
			フロック形成池	フロックの成長状態の確認、ゴミ・スカム等の有無、攪拌状況の確認
				平均流速の確認、流況（ガッターへの流入含む。）及びフロック沈降状況の監視、沈でん水水質（濁度、pH値、アルカリ度等）の確認、沈でんスラッジの再浮上及びゴミの有無（藻類の付着含む。）の確認、気圧式排泥装置の集塵状況の確認 ※排泥装置の附帯設備（空気圧縮機、空気槽）の点検項目は、後記のオゾン処理設備を参照
	急速ろ過池		pH値、残留塩素等）及びろ過池水位の確認 洗浄水量、洗浄時間の確認	
	消毒設備 (NaClO)	貯蔵槽		防液堤の状態（亀裂、破損、排水ビット、排水管）、貯蔵槽外部の状態（塗装、発錆、漏れ、液位計）
		注入設備		注入率・注入量の確認、指示値の確認
		注入ポンプ		吐出量の確認、吸込及び吐出圧力の確認、回転数の確認、防液堤の状態
		弁・配管類		漏液の有無、弁類の開閉確認
	凝集用薬品 注入設備（PAC）	貯蔵槽		防液堤の状態（亀裂、破損、排水ビット、排水管）、貯蔵槽外部の状態（塗装、発錆、漏れ、液位計）
		注入設備		注入率・注入量の確認、指示値の確認
		注入ポンプ		吐出量の確認、吸込及び吐出圧力の確認、回転数の確認、防液堤の状態（亀裂、破損、排水ビット、排水管（排水ポンプの確認含む））
		弁・配管類		漏液の有無、弁類の開閉確認
	pH調整用薬品注入設備 (NaOH)	貯蔵槽		防液堤の状態（亀裂、破損、排水ビット、排水管）、貯蔵槽外部の状態（塗装、発錆、漏れ、液位計）
		注入設備		注入率・注入量の確認、指示値の確認
		注入ポンプ		吐出量の確認、吸込及び吐出圧力の確認、回転数の確認、防液堤の状態
		弁・配管類		漏液の有無、弁類の開閉確認
	pH調整用薬品注入設備 (炭酸ガス)	ポンペ		状態（塗装、発錆、漏れ）確認
		弁・配管類		状態（発錆、漏れ）確認、ヒーターの状態、流量計の点検
	粉末活性炭 注入設備	溶解槽		液位の確認、攪拌機の異音の有無、バルブ・配管類の漏液の有無、バルブの開閉状態
		注入設備		注入点の流入確認
活性炭吸着池	粒状活性炭吸着池 (流動式) 設備		各池の処理流量が均等か確認、水質状況の確認、損失水頭の確認、活性炭の流動状況の確認、洗浄状況の監視	
オゾン処理設備	オゾン発生機	空気圧縮機	外観、運転状況（振動、異音、異臭、温度、変色、損傷、圧力、電流値、冷却水、ロード及びアンロードの時間計測）の確認	
		空気槽・空気配管類	空気漏れの確認、ドレン排出状況、圧力等指示の確認	
		除湿装置	外観、振動、異音、異臭、損傷、電流値、処理空気の温度・圧力、風量、漏れ等、除湿・再生工程の切換状況確認	
		電源装置	異音、振動・発熱の有無、電流・電圧・電力・周波数等指示の確認	
		オゾン発生機	発生量、異音・オゾン臭の有無、放電状況（異常放電）、オゾン化空気等指示の確認	
		接触池	周辺のオゾン臭の有無確認、負圧の確認、オゾンの散気状況、（過マンガン過剰注入等による）処理水の色度異常	

施設分類	設備分類	対象機器または箇所	日常点検内容
浄水施設	オゾン処理設備	排オゾン処理装置	運転状況（振動、異音、異臭（オゾン臭の有無）、変色、ミストセパレータ水位、ろ材の差圧、運転風量、圧力、温度等指示）の確認、分解塔のドレン排水
		オゾン濃度計	異音・異臭等の有無、指示値の確認、光源ランプ光量、モニター・サンプリング流量の確認、吸引ポンプの状態
		オゾン発生機冷却用給・排気ファン	モーター異音、モーター温度、Vベルトの異常
	水中機械設備	フラッシュミキサ	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷、回転状態、過熱、油漏れ、潤滑油の状態、電流値
		フロキュレータ	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷、回転状態、過熱、油漏れ、潤滑油の状態、電流値、グランド部からの漏水量
		スラッジ掻寄機	外観、振動、異音、異臭、温度、損傷、回転状態、過熱、油漏れ、潤滑油の状態
	排水処理設備	No.1汚泥槽	流況の確認（流入、越流、フロックの沈降等） 気圧式排泥装置の集塵状況、中継槽・送泥ポンプの状態
		No.2汚泥槽	返送ポンプの吐出圧、電流値、異常音、グランド部の漏液、軸受温度 スラッジ掻寄機の外観、振動、異音、異臭、温度、損傷、過熱、油漏れ、潤滑油の状態、電流値 移送ポンプの吐出圧、電流値、異常音、グランド部の漏液の確認
		濃縮槽	流況の確認（流入、越流、フロックの沈降等）、攪拌機の異常音、振動、電流値の確認、送泥濃度の管理 圧送ポンプの流量、吐出圧、電流値、異常音、グランド部の漏液の確認
	受変電設備	電線及び支持物	他の工作物・樹木との離隔距離
		受配電盤	外観点検（損傷、汚損、発錆）、計器・表示灯・スイッチ類の確認、異物の付着
	自家発電設備 （ディーゼル発電設備）	共通	外観、変色、損傷、緩み、漏水、漏油、燃料貯蔵量、クーラント液・オイルの確認
		始動装置	空気タンク圧力、ドレン、蓄電池・液量、始動弁・配管の漏れ、Vベルトの緩み
	電源設備	蓄電池	液面、沈でん物、極板湾曲、端子の緩み、損傷
		整流装置	指示値等確認、異音、異臭、温度
		無停電電源装置 （インバータ）	指示値等確認、異音、異臭、温度
	ポンプ設備 （陸上）	ポンプ	外観、振動、異音、異臭、温度、変色、損傷、漏水、潤滑油（オイル、グリース）の油量、漏油、オイルリングの動作、給油口・プラグの状態、グランドパッキンの発熱、封水滴下量
		制御装置・計器類	満水検知器、過少水量検知器、電磁弁類の動作状態、圧力計、連成計、温度計
	電動機	電動機	外観、振動、異音、異臭、温度、変色、損傷、電圧、電流、周波数、風音、通風・冷却・ほこり付着等の状態、軸受潤滑油（オイル、グリース）の油量、漏油、オイルリングの動作、給油口・プラグの状態、短絡スイッチの状態、火花の有無、ブラン粉の多少
		制御装置 （回転速度制御器）	制御装置の動作状況、異音、異臭、温度
	流量計	差圧式流量計	外観点検清掃、指示値の確認、検出器の取付状態、空気抜き
		電磁流量計	外観点検清掃、指示値の確認
		超音波流量計	外観点検清掃、指示値の確認、検出器の取付状態、ビット内浸水状況
水位計	投込式水位計	外観点検清掃、指示値の確認、取付状態	
	電波式水位計	外観点検清掃、指示値の確認、取付状態	
圧力計	圧力伝送器	外観点検清掃、指示値の確認、検出器の取付状態、空気抜き、ビット内浸水状況	

施設分類	設備分類	対象機器または箇所	日常点検内容
浄水施設	水質計器	濁度計	外観点検清掃（測定槽含む）、指示値の確認、校正
		pH計	外観点検清掃（測定槽、電極、試薬量含む）、指示値の確認、校正
		残留塩素計	外観点検清掃（電極、回転機構部含む）、指示値の確認、校正
		アンモニア態窒素計	外観点検清掃、指示値の確認、標準液校正
		色度計	外観点検清掃、指示値の確認
		UV（紫外線吸光度）計	外観点検清掃、指示値の確認
		TOC（全有機炭素）計	外観点検清掃、指示値の確認
	その他計器	温度計	外観点検清掃、指示値の確認
	指示計・調節計	指示計	外観点検、指示値の確認
		調節計	外観点検、指示値の確認
	監視制御システム	監視操作装置	外観点検、塵埃、異音、異臭、盤内温度、表示ランプの状態
		情報処理サーバー	外観点検、塵埃、異音、異臭、盤内温度、表示ランプの状態
		制御装置	外観点検、塵埃、異音、異臭、盤内温度、表示ランプの状態
		遠方監視装置	外観点検、塵埃、異音、異臭、盤内温度、表示ランプの状態
		監視用カメラ装置	外観点検、塵埃、異音、異臭、モニター画面の状態、電動雲台動作、盤内温度

(2) 片山浄水所

施設分類	設備分類	対象機器または箇所	日常点検内容
取水施設	管理用地		外柵、門扉、施設等の状況確認、不法投棄等の有無
	管理用建物		外観点検清掃（雨漏り、照明、換気扇）
	受変電設備	電線及び支持物	他の工作物樹木との離隔距離
	水中モーターポンプ （深井戸）	共通	外観、振動、異音、異臭、変色、損傷、漏水
		制御装置	圧力計・電流計の指示値、振れ
弁・配管類		漏水、逆止弁の漏れ	
浄水施設	管理用地		外柵、門扉、施設等の状況確認、不法投棄等の有無
	管理用建物		外観点検清掃（雨漏りなど）、照明の点灯及び消灯の確認、換気扇の運転状況（異音、振動、電流値等）確認
	消毒設備（NaClO）	貯蔵槽	防液堤の状態（亀裂、破損、排水ビット、配水管）、貯蔵槽外部の状態（塗装、発錆、漏れ、水位計）
		注入設備	注入率・注入量の確認、指示値の確認
		注入ポンプ	吐出量の確認、吸込及び吐出圧力の確認、回転数の確認、防液堤の状態
		弁・配管類	漏液の有無、弁類の開閉確認
	凝集用薬品注入設備 （PAC）	貯蔵槽	貯蔵槽外部の状態（塗装、発錆、漏れ、水位計）
		注入設備	注入率・注入量の確認、指示値の確認
		注入ポンプ	吐出量の確認、吸込及び吐出圧力の確認、ストローク数、開度の確認
		弁・配管類	漏液の有無、弁類の開閉確認
	pH調整用薬品注入設備 （NaOH）	貯蔵槽	防液堤の状態（亀裂、破損、排水ビット、配水管）、貯蔵槽外部の状態（塗装、発錆、漏れ、水位計）
		注入設備	注入率・注入量の確認、指示値の確認
		注入ポンプ	吐出量の確認、吸込及び吐出圧力の確認、回転数の確認、防液堤の状態
		弁・配管類	漏液の有無、弁類の開閉確認

施設分類	設備分類	対象機器または箇所	日常点検内容
浄水施設	膜ろ過設備	原水井	水位、流入状況確認、原水水質（濁度、pH）の確認
		前塩素接触池	薬品注入量（次亜、硫酸、凝集剤）の確認、薬品の漏れ確認
		混和池	攪拌状況、攪拌機の電流、振動、異常発熱の有無、混和池水質（濁度、残塩、pH）の確認
		膜ろ過装置	膜ろ過流量、膜ろ過水圧、薬品注入量（次亜、硫酸、凝集剤、苛性）、水質（濁度・残塩・pH）、SS濃度、水位、洗浄状況（洗浄水量、洗浄空気量、洗浄水圧）の確認
		膜ろ過ポンプ 槽内引抜ポンプ	電流、吐出圧確認、振動、異常発熱の有無
		洗浄ブロワ	電流、空気量、回転数、圧力確認
		洗浄ポンプ（洗浄水槽）	電流、吐出圧確認、振動、異常発熱の有無、水位確認
		排気ファン	電流、振動確認、異常発熱の有無
		活性炭塔	差圧の確認
		弁・配管類	振動確認、漏水の有無、異常発熱の有無
	排水処理設備	排水貯留槽（排水移送ポンプ）	貯留槽水位、移送ポンプの電流、吐出圧確認、振動、異常発熱の有無
		薬洗排水貯留槽（薬洗排水移送ポンプ）	貯留槽水位、移送ポンプの電流、吐出圧確認、振動、異常発熱の有無
		膜濃縮装置	膜ろ過流量、膜ろ過水圧、SS濃度、水位、洗浄状況（洗浄水量、洗浄空気量、洗浄水圧）の確認
		膜ろ過ポンプ 膜濃縮用槽内水攪拌ポンプ	電流、吐出圧確認、振動、異常発熱の有無
		膜濃縮用洗浄ブロワ	電流、空気量、圧力の確認
		膜濃縮汚泥貯留槽	貯留槽水位、攪拌機電流の確認
		膜濃縮用洗浄ポンプ（洗浄水槽）	電流、吐出圧確認、振動、異常発熱の有無、水位確認
		汚泥打込ポンプ	電流、周波数、吐出圧確認、振動、異常発熱の有無
		脱水機	振動、異常音、電流値、圧力計、ろ布の洗浄状況、ケーキの脱水状況、ろ布からの剥離状況、ベルトコンベアへの落下状況の確認
		圧搾水ポンプ ろ布洗浄ポンプ（ろ布洗浄水槽）	電流、周波数、吐出圧確認、振動、異常発熱の有無、水位確認
		脱水機用空気圧縮機 制御用空気圧縮機	外観、運転状況（振動、異音、異臭、温度、変色、損傷、圧力、電流値、冷却水、ロード及びアンロードの時間計測）の確認
		空気槽・空気配管類	空気漏れの確認、ドレン排出状況、圧力等指示の確認
		ベルトコンベア	電流確認、振動、異常音の有無
		ホッパー	重量確認
	弁・配管類	振動確認、漏水の有無、異常発熱の有無	
	受変電設備	電線及び支持物	他の工作物樹木との隔離距離
		受配電盤	外観点検（損傷、汚損、発錆）、計器・表示灯・スイッチ類の確認、異物の付着
	自家発電設備（ガスタービン）	共通	外観、変色、損傷、緩み、漏水、漏油、燃料貯蔵量、クーラント液・オイルの確認
		始動装置	充電器、蓄電池液量、始動用スイッチ、始動用電動機、始動条件表示、空気槽圧力
	電源設備	蓄電池	液面、沈でん物、極板湾曲、端子の緩み、損傷
		整流装置	指示値等確認、異音、異臭、温度
		無停電電源装置（インバータ）	指示値等確認、異音、異臭、温度

施設分類	設備分類	対象機器または箇所	日常点検内容
浄水施設	ポンプ設備（陸上）	ポンプ	外観、振動、異音、異臭、温度、変色、損傷、漏水、潤滑油（オイル、グリース）の油量、漏油、オイルリングの動作、給油口・プラグの状態、グランドパッキンの発熱、封水滴下量
		制御装置・計器類	満水検知器、過少水量検知器、電磁弁類の動作状態、圧力計、連成計、温度計
	電動機	電動機	外観、振動、異音、異臭、温度、変色、損傷、電圧、電流、周波数、風音、通風・冷却・ほこり付着等の状態、軸受潤滑油（オイル、グリース）の油量、漏油、オイルリングの動作、給油口・プラグの状態、短絡スイッチの状態、火花の有無、ブラシ粉の多少
	流量計	電磁流量計	外観点検清掃、指示値の確認
		超音波流量計	外観点検清掃、指示値の確認、検出器の取付状態、ピット内浸水状況
		差圧式流量計	外観点検清掃、指示値の確認
	水位計	投込式水位計	外観点検清掃、指示値の確認、取付状態
		超音波式水位計	外観点検清掃、指示値の確認、取付状態
		電波式水位計	外観点検清掃、指示値の確認、取付状態
	圧力計	圧力伝送器	外観点検清掃、指示値の確認、検出器の取付状態、空気抜き、ピット内浸水状況
	濃度計	SS濃度計	外観点検清掃、指示値の確認、取付状態
		打込汚泥濃度計	外観点検清掃、指示値の確認、取付状態
	水質計器	濁度計	外観点検清掃（測定槽、乾燥剤含む）、指示値の確認、校正
		pH計	外観点検清掃（測定槽、電極、試薬量含む）、指示値の確認、校正
		残留塩素計	外観点検清掃（電極、回転機構部含む）、指示値の確認、校正
		色度計	外観点検清掃、指示値の確認
	指示計・調節計	指示計	外観点検、指示値の確認
		調節計	外観点検、指示値の確認
	監視制御システム	監視操作装置	外観点検、塵埃、異音、異臭、盤内温度、表示ランプの状態
		制御装置	外観点検、塵埃、異音、異臭、盤内温度、表示ランプの状態
遠方監視装置		外観点検、塵埃、異音、異臭、盤内温度、表示ランプの状態	
監視用カメラ装置		外観点検、塵埃、異音、異臭、モニター画面の状態、電動雲台動作、盤内温度	

(3) 送配水施設（泉、片山、その他水道施設含む）

施設分類	設備分類	対象機器または箇所	日常点検内容
送配水施設	ポンプ設備（陸上）	ポンプ	運転状況（外観、振動、異音、異臭、温度、変色、損傷、漏水、潤滑油（オイル、グリース）の油量、漏油、オイルリングの動作、給油口・プラグの状態、グランドパッキンの発熱、封水滴下量）の確認
		制御装置・計器類	満水検知器、過少水量検知器、電磁弁類の動作確認、圧力計、連成計、温度計、電流計、流量計変換器の数値確認
	電動機	電動機	運転状況（外観、振動、異音、異臭、温度、変色、損傷、電圧、電流、周波数、風温、通風・冷却・ほこり付着等の状態、軸受潤滑油（オイル、グリース）の油量、漏油、オイルリングの動作、給油口・プラグの状態、短絡スイッチの状態、火花の有無、ブラシ粉の多少）の確認
		制御装置（金属抵抗器）*	カムコントローラ動作、グリッド抵抗器（がいし）の状態、保護網の取付状態、配線接続部の状態
	配水弁	泉-片山連絡弁（バタフライ弁）	振動・異音確認、漏水の有無、開閉（指示値）確認
	補機用機械設備	真空ポンプ（補給水槽、配管等含む）*	運転状況（外観、振動、異音、異臭、温度、変色、損傷、電流値、補給水槽や配管の漏水）の確認 現場操作盤など電流計の数値確認
	受変電設備	電線及び支持物	他の工作物樹木との離隔距離
		受配電盤	外観点検（損傷、汚損、発錆、異音、振動、異臭、焦げ跡）、計器・表示灯・スイッチ類の確認（数値確認を含む）

施設分類	設備分類	対象機器または箇所	日常点検内容
送配水施設	自家発電設備 (ディーゼル発電設備)	共通	外観、変色、損傷、緩み、漏水、漏油、燃料貯蔵量、クーラント液・オイルの確認
		始動装置	空気タンク圧力、ドレン、蓄電池・液量、始動弁・配管の漏れ、Vベルトの緩み
	電源設備	蓄電池	液面、沈でん物、極板湾曲、端子の緩み、損傷、蓄電池電圧
		整流装置	指示値等確認、異音、異臭、温度
		無停電電源装置 (インバータ)	指示値等確認、異音、異臭、温度
	計装機器	超音波流量計	外観点検清掃、指示値の確認、検出器の取付状態、ピット内浸水状況
		投込み式水位計	外観点検清掃、指示値の確認、取付状態
		電波式水位計	外観点検清掃、指示値の確認、取付状態
		圧力伝送器	外観点検清掃、指示値の確認、検出器の取付状態、空気抜き、ピット内浸水状況
		濁度計	外観点検清掃（測定槽、セル窓、乾燥剤含む）、指示値の確認、校正
		pH計	外観点検清掃（測定槽、電極、試薬量含む）、指示値の確認、校正
		残留塩素計	外観点検清掃（電極、回転機構部含む）、指示値の確認、校正
		水質自動監視装置	外観点検清掃、指示値の確認、水漏れ
		指示計	外観点検、指示値の確認
	遠隔監視設備	調節計	外観点検、指示値の確認
		監視操作装置	外観点検（塵埃、異音、異臭、盤内温度、表示ランプの状態）
		制御装置	外観点検（塵埃、異音、異臭、盤内温度、表示ランプの状態）
		遠方監視制御装置 (テレメータ設備)	外観点検（塵埃、異音、異臭、盤内温度、表示ランプの状態）
		緊急遮断弁 (地震計含む)	開閉確認、腐食状況、作動状況の確認
	震災対策用設備	コンクリート構造物	コンクリートの変色、ひび割れ、浮き、剥離
	配水池設備	オーバーフロー 排水ポンプ*	停止状態の確認
	管理用地		外柵、門扉、施設等の状況確認、不法投棄等の有無、雨水管路の点検清掃
	管理用建物		外観点検清掃（雨漏りなど）、照明の点灯及び消灯の確認、換気扇の運転状況（異音、振動、電流値等）確認

* 泉浄水所のみ